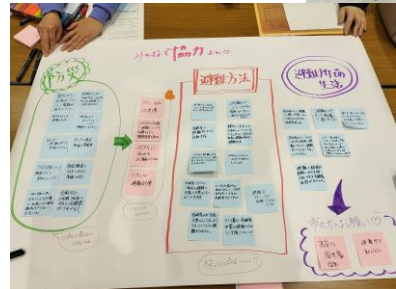


個別避難計画作成の 取組について

瀬戸内市 総務部 危機管理課



令和4年度の瀬戸内市の取組方針

1



防災部局と福祉部局の認識統一

- ◆「瀬戸内市災害時における要配慮者の避難に関する計画」の改定
- ◆防災・福祉担当者会議の継続開催

2



本人または家族による個別避難計画作成

- ◆同意確認書の発送に同封
- ◆令和5年度の取組検討に活用

3



福祉専門職等との連携体制構築

- ◆ケアマネジャー、相談支援専門員、市社会福祉協議会との連携推進(同意確認書の提出、計画作成への協力)
- ◆関係者交流会の開催

1 防災部局と福祉部局の認識統一

①「瀬戸内市災害時における要配慮者の支援に関する計画」の改定

- ◆①平成27年度に第1期計画を策定して以降、改定ができていなかったこと、②個別避難計画に関する規定がなかったこと、の2点から全面改定することとした。
- ◆同意確認書の見直し、個別避難計画様式の規定。
- ◆併せて、福祉避難所との連携に関する事項や要配慮者利用施設の避難確保計画に関する事項についても規定。

災害時における要配慮者の支援に関する計画
(全体計画)

令和4年8月
岡山県瀬戸内市

②防災・福祉担当者会議の継続開催

- ◆「防災・福祉の両輪で取り組んでいくもの」という認識共有。
 - スキームづくりや各種団体との調整等について相談できた。
 - 各種会議での協力依頼・意見交換が円滑にできた。

2 本人または家族による個別避難計画作成

同意確認書・個別避難計画様式を発送

◆例年12月上旬に予定している避難行動要支援者名簿の情報提供に関する同意確認書の発送にあわせて、個別避難計画の様式を同封し、「本人または家族による個別避難計画作成」を呼びかけ。

→同居の家族がいる対象者など、比較的取り掛かりやすい対象者の計画作成から着手。

◆8割以上の対象者から提出あり。
(ただし、内容についてもバラツキあり)

◆提出のあった個別避難計画の内容から、居住実態や社会的孤立の状況が把握できた。

→令和5年度以降の取組の優先順位付けの参考に。

重要 避難行動要支援者名簿および個別避難計画の作成について
～あなたの大切な命を守るために～

瀬戸市内では、災害時に自力で避難することが困難な方(避難行動要支援者)に対して、災害情報の提供や避難等の手助けが地域の中で早く安全に行われる体制づくりを進めています。
避難支援が必要な方の情報を記載した名簿(避難行動要支援者名簿)を作成し、お一人お一人の災害時の避難計画(個別避難計画)を作成することで、災害時の避難支援や見守りなどに役立ちます。

1 避難行動要支援者名簿とは？

市は、災害時の避難支援体制をつくるために、「**避難行動要支援者名簿**」を作成します。
名簿対象者は、**在宅の方**のうち、右図の①～⑥のいずれかに該当する方です。
名簿には、住所、氏名、連絡先電話番号、名簿対象区分を掲載します。

避難行動要支援者名簿の対象要件

- ①要介護認定3以上 ②療育手帳A
- ③身体障害者手帳1級・2級(心臓、腎臓、聴覚を除く)
- ④精神障害者保健福祉手帳1級かつ単身世帯
- ⑤市の生活サービスを受けている高齢者
- ⑥避難支援関係者が避難行動支援の必要を認められた者

2 名簿はどのように活用するの？

情報提供に同意した方の名簿は、避難支援関係者(右図)へ事前
に共有し、地域による災害時の支援体制づくりに活用します。
事前の情報提供に同意する場合は「**同意確認書**」を必ずご提出ください。
なお、災害時等には生命・身体保護が優先されるため、必要に応じて同意の有無に関わらず名簿情報を提供することがあります。
注)避難支援関係者自身の安全が前提となるため、同意によって災害時の支援が必ず保証されるものではありません。

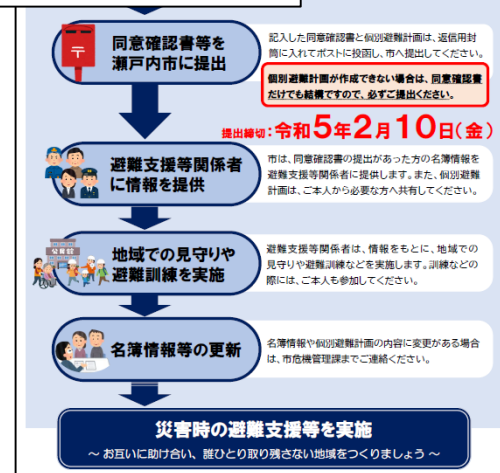
避難支援関係者

- 消防団 ●警察署
- 民生委員児童委員
- 社会福祉協議会
- 自主防犯組織

3 災害時の避難計画(個別避難計画)とは？

「**個別避難計画**」は、避難行動要支援者ごとに、誰と逃げるか(避難支援等実施者)やどこに逃げるかなどをあらかじめ決めておくための計画です。
記入例を参考に、避難行動要支援者本人または家族等で作成し、市に提出してください。
作成した計画は、**市が内容を確認したのち、避難行動要支援者本人から必要な方に提供する**などとして活用していただきます。
なお、本人または家族での作成が困難な場合は、本人の同意に基づき、市や自主防災組織、福祉専門職(ケアマネージャーや相談支援専門員等)などが連携して計画の作成を進めます。

お問い合わせ先 **瀬戸市危機管理課** TEL(0869)22-3904
〒701-4292 瀬戸市内島久町馬場300-1 FAX(0869)22-3299



福祉専門職等との連携体制構築

【2022】		【2023】	
5.26	高齢者等の避難に関する検討会議①	1.12	民生委員児童委員長船地区部会長との意見交換
7.21	高齢者等の避難に関する検討会議②	1.13	民生委員児童委員邑久地区部会長との意見交換
8	「瀬戸内市災害時における要配慮者の支援に関する計画」改定		民生委員児童委員牛窓地区部会長との意見交換
8.30	防災・福祉担当者会議①	1.31	防災・福祉担当者会議③
9.7	相談支援連絡会との意見交換①	2.7	災害時要配慮者避難支援等関係者交流会 「福祉・防災☆ナイト」開催
9.8	市社会福祉協議会との意見交換①		
9.28	ケアマネ協会瀬戸内支部との意見交換①	2.8	市社会福祉協議会との意見交換③
10.4	市地域自立支援協議会との意見交換	2.17	トータルサポートセンターとの意見交換②
10.18	防災・福祉担当者会議②	3.10	高齢者等の避難に関する検討会議③
10.27	ランチ会議(地域包括支援センター)との意見交換		防災・福祉担当者会議④
11.22	ケアマネ協会瀬戸内支部会員への協力依頼文発送	3.23	民生委員児童委員牛窓地区部会へ名簿・個別避難計画説明
11.24	保健師との意見交換	3.28	民生委員児童委員長船地区部会へ名簿・個別避難計画説明
11.25	相談支援連絡会との意見交換②	4.6	民生委員児童委員邑久地区部会へ名簿・個別避難計画説明
11.28	トータルサポートセンターとの意見交換	4.7	個別避難計画作成に係る関係者会議 (避難行動要支援者連絡会議(仮称))
12	避難行動要支援者へ同意確認書・個別避難計画様式発送		
12.22	市社会福祉協議会との意見交換②	4.17	ケアマネ協会瀬戸内支部との意見交換③
	ケアマネ協会瀬戸内支部との意見交換②		

3 福祉専門職等との連携体制構築

「福祉・防災☆ナイト」(災害時要配慮者避難支援等関係者交流会)

◆目的

- (1)災害時の要配慮者支援に関わる者の顔の見える関係をつくる
- (2)関係者それぞれの課題を共有し、今後、市全体で連携しながら進めていくべき事項を整理する

◆参集範囲

ケアマネジャー、相談支援専門員、市社会福祉協議会、民生委員児童委員、行政

◆日時

令和5年2月7日(火) 18:30~20:00

◆スケジュール

18:30	趣旨説明・アイスブレイク
18:45	グループで意見交流
19:45	グループ発表
20:00	閉会



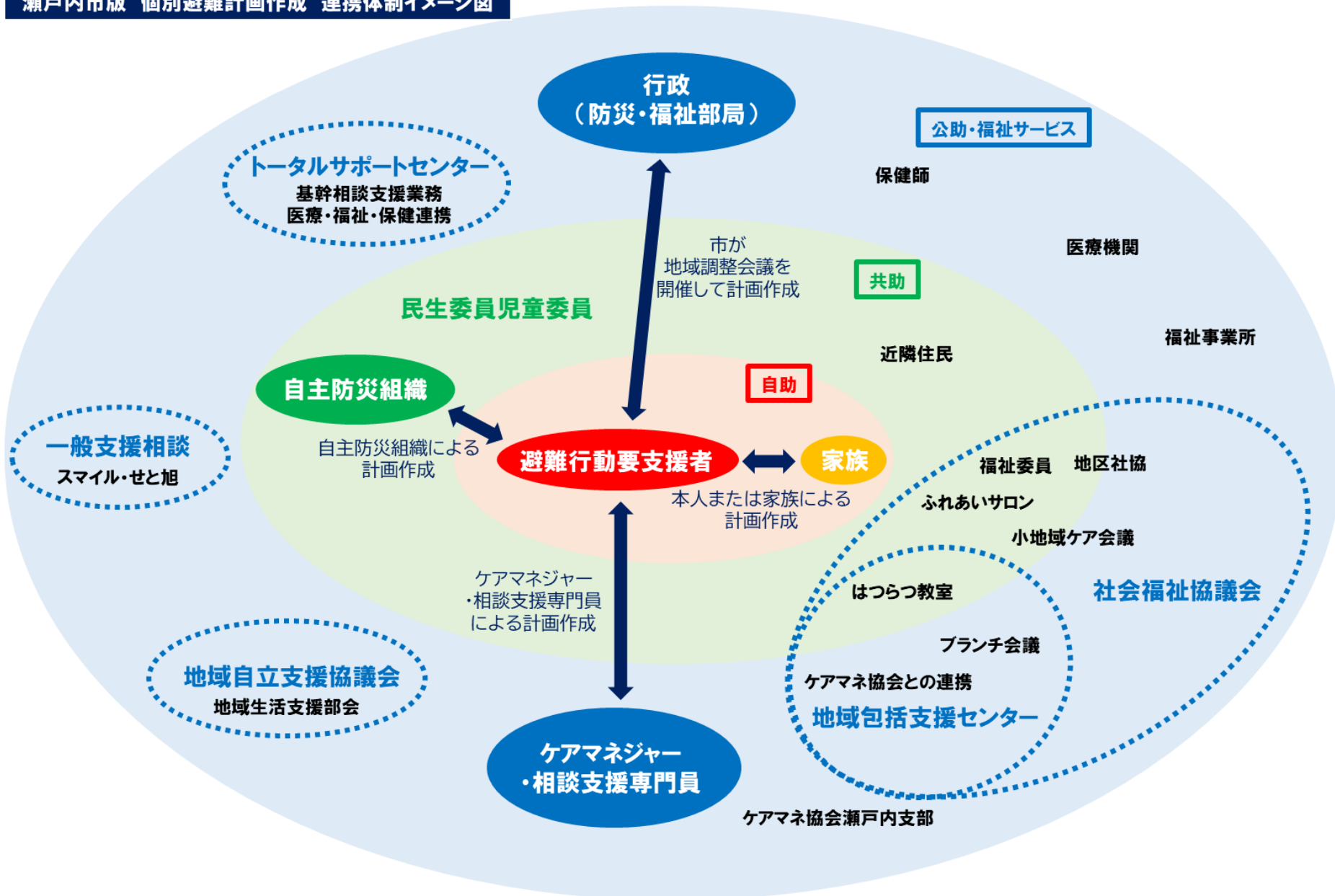


交流会
テーマ

要配慮者の防災対策について、気になっていること・
疑問に思っていること・課題に思っていること

福祉専門職等との連携体制構築

瀬戸内市版 個別避難計画作成 連携体制イメージ図



令和5年度の取組予定

1

説明会・研修会の開催

- ▶ 4/21～28:行政委員・民生委員向け説明会
 - ▶ 5/11:ケアマネ協会瀬戸内市部との意見交換、5/14:防災リーダー向け説明会
 - ▶ (仮) 6月末～:福祉事業所向け説明会・計画作成者(福祉専門職等)向け研修会
-

2

福祉専門職との業務委託契約

- ▶ ケアマネジャーや相談支援専門員等が所属する事業所等と業務委託契約を結ぶ。
 - ▶ 委託料は最大7,000円/件。
-

3

自主防災活動への支援

- ▶ 自主防災活動として個別避難計画作成に取り組む自主防災組織に補助金を交付。
- ▶ 補助金額は3,000円/件。



個別避難計画作成は、できることから

- ▶ 最初からしっかりとした取組フローづくりや優先順位付けをしようとしすぎても苦しい。
- ▶ 「**正解**」はない。やってみて、リアクションがあったらまた考える。



個別避難計画作成は、単なる「手段」

- ▶ 「顔の見える関係づくり」、「自分たちの地域は自分たちで守る」、「ひとりも取り残さない防災」、「支え合いの地域づくり」、「見守りネットワーク」、「地域共生社会」、etc....
- ▶ 個別避難計画作成の取り組みを、**上手く使いましょう。**